

(お知らせ)

本格除染の発注について (飯舘村)

除染特別地域（環境省が直接除染を行う地域・11市町村）のうち飯舘村について、11月25日に、本格除染の事業者の公募（入札公告）を行いましたので、お知らせいたします。

受注者の決定は1月下旬を予定しており、準備作業を経て仮置場への搬入の準備が整い次第、順次本格除染を始める予定です。

1. 概要

平成24年1月1日に全面施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）により、除染特別地域における除染等の措置等は、特措法第28条に基づき市町村ごとに策定する「特別地域内除染実施計画」に従って進めることとされています。

今般、仮置場の確保や除染工事の発注に必要な情報が整った飯舘村の一部の行政区について、平成25年12月26日に公表した「特別地域内除染実施計画（飯舘村）」に基づき、本格除染の発注を行うこととなりました。

2. 対象地域

飯舘村のうち環境省が直接除染を行う地域

※平成26年飯舘村除染等工事(その1)

飯舘村の大倉、宮内、草野、八木沢・芦原、関沢、小宮、蕨平の各行政区の舗装道路・未舗装道路約74ha、農地約333ha、森林約333ha(森林については住宅及び農地近傍約20m以内))ほか

平成26年度飯舘村除染等工事(その2)

飯舘村の佐須、前田、深谷、伊丹沢、上飯樋、飯樋町、比曽の各行政区の舗装道路・未舗装道路約68ha、農地約404ha、森林約249ha(森林については住宅及び農地近傍約20m以内))ほか

飯舘村については、平成 24 年度飯舘村除染等工事（その 1）、平成 25 年度飯舘村除染等工事（その 1）（その 2）と併せて村全域に本格除染等工事が発注されたこととなります。（帰還困難区域を除く）

3. 入札方式

施工体制確認型の総合評価方式（※）

※ 入札者の施工体制を確認しつつ、価格と技術点を総合的に評価して落札者を決定する方法。技術点の評価項目としては、新技術の提案、地域配慮、大量の作業員の確実な確保や安全管理の方法を規定。

4. 今後のスケジュール

1 1 月 2 5 日（火）	入札公告
1 2 月 1 日（月）	質問提出期限
1 2 月 1 2 日（金）	入札参加資格等の申請書等の提出期限
1 2 月 2 5 日（木）	参加資格確認結果の通知
1 月 1 5 日（木）	入札書の提出期限・開札

※ 開札後、施工体制の確認等を経て、落札者を決定し契約します。その後準備を行い、除染の同意をいただけたところから順次除染作業に着手します。

< 問合先 > 福島環境再生事務所 代表：024-573-7330 除染対策第一課長：加藤 聖 室長：宮田 真幸 担当：田中 衛
